佐賀県選挙管理委員会告示第24号

平成26年4月13日執行の吉野ヶ里町議会議員選挙に関する審査の申立てについて、次のとおり裁決した。

平成26年7月4日

佐賀県選挙管理委員会委員長 大 川 正 二 郎

裁 決 書

佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 263 番地 3 審査申立人 城島 敏 行

上記審査申立人(以下「申立人」という。)から平成26年5月30日に提起された、同年4月13日執行の吉野ヶ里町議会議員選挙(以下「本件選挙」という。)における当選の効力に関する審査の申立て(以下「本件審査の申立て」という。)について、佐賀県選挙管理委員会(以下「当委員会」という。)は、次のとおり裁決する。

主

本件審査の申立てを却下する。

理由

- 第1 審査の申立ての要旨
 - 1 審査の申立ての経緯
 - (1) 異議の申出の却下の決定
 - ア 申立人は、本件選挙における当選の効力に関し、平成26年5月7日 に吉野ヶ里町選挙管理委員会(以下「町委員会」という。)に対し異 議の申出を行った。
 - イ 町委員会は、同年5月15日、異議の申出を却下する決定(以下「原 決定」という。)を行った。

(2) 審査の申立て

申立人は、原決定を不服として、同年 5 月 30 日、当委員会に対し本件 審査の申立てを行った。

2 審査の申立ての趣旨

原決定を取り消し、本件選挙の当選人と決定された6人の当選は無効と するとの裁決を求める。

3 審査の申立ての理由

申立人から提出された審査申立書に記載された審査の申立ての理由は以下のとおりである。

私、城島敏行は、平成26年4月8日告示、4月13日執行の本件選挙に対しまして、町委員会に異議申立書を提出いたしましたが、公職選挙法(以下「法」という。)第206条第1項で定められた異議の申出の期限後になされたものであり、本件異議申出を却下する決定書が送られてまいりました。

確かに異議申立書の提出期限を間違ったことは、不適法なものであることは解っておりますが、平成26年3月24日、25日の立候補届出書事前審査の折に、選挙事務を携わる職員が、選挙事務所に関しての電話番号、認可地縁団体の公民館について、指導をしておればこのような問題は起こらないと思われます。

選挙事務に携わる職員の指導にも、問題があると思い審査の申立てをいたします。

第2 裁決の理由

法第 206 条第 1 項の規定によれば、本件選挙の当選の効力に関し不服がある場合の異議の申出は、法第 101 条の 3 第 2 項の規定により、町委員会が当選人の住所及び氏名を告示した日から 14 日以内に行うことができるが、申立人による異議の申出は当該期間経過後に行われており、不適法な

ものであるため、町委員会が行った原決定は相当であり、審査の申立ての 前提となる異議の申出が不適法である以上、本件審査の申立ても不適法と ならざるを得ない。

以上のことから、当委員会は、主文のとおり裁決する。

平成 26 年 7 月 3 日

佐賀県選挙管理委員会

委員長 大 川 正二郎 委員 馬 渡 洋 三 委員 向 井 敏 子 委員 篠 崎 とも子

教 示

この裁決に不服があるときは、公職選挙法第 207 条の規定により、当委員会を被告として、この裁決書の交付を受けた日又は同法第 215 条の規定による告示の日から 30 日以内に、福岡高等裁判所に訴訟を提起することができる。